

自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン

令和6年11月 パーソナルモビリティ安全利用官民協議会

1 背景

近年、モビリティに係る開発技術の進歩等を背景に、ペダル付き電動バイク（自動車^{*1}又は一般原動機付自転車^{*2}であって、電動機に加えてペダルを備え、ペダルを用いて人の力により走行させることができるものをいう。以下同じ。）やキックボード様の立ち乗り型電動車（サドルが着脱可能な車両を含み、特定小型原動機付自転車^{*3}に該当するものを除く。以下同じ。）をはじめとする電動モビリティの普及が進んでおり、これに伴い、関連する交通事故・違反が増加している。

このうち、ペダル付き電動バイクに関連する交通違反の種別の内訳をみると、無免許運転や整備不良車両運転といった、当該ペダル付き電動バイクをおよそ適法に運転し得ない状況で行われる類型の違反が多くを占めている。また、販売事業者が、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合しないペダル付き電動バイクを「電動アシスト自転車」と称して販売していた事例も確認されている。

令和6年5月に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正法」という。）により、ペダル付き電動バイクを、原動機を用いずにペダルのみを用いて走行させる行為が、自動車又は原動機付自転車の運転に該当することが明確化されたところであるが、改正法の国会審議では、運転免許を受けていない者にペダル付き電動バイクを販売する市場にも一定の課題があるとの問題提起がなされた。

また、キックボード様の立ち乗り型電動車についても、死亡事故を含む関連する交通事故が発生しており、このうち、運転者が運転免許を受けていなかった事例や保安基準に適合しない車体を運転していた事例も確認されている。

これらを踏まえ、ペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車（以下「ペダル付き電動バイク等の電動モビリティ」という。）に関連する交通事故を抑止するため、販売事業者（ペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売することを業とする者をいう。以下同じ。）、プラットフォーム提供事業者（電子計算機を用いた情報処理により構築した場であって、販売事業者と購入者が売買契約の申込みをすることができるものを提供する事業者をいう。以下同じ。）、飲食物等の配送業務を委託する事業者等（以下「関係事業者」と総称する。）が取り組むべき交通安全対策について、ガイドラインとして示すものである。

^{*1} 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定するものをいう。

^{*2} 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車のうち、同号イに該当するものをいう。

^{*3} 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車のうち、同号ロに該当するものをいう。なお、特定小型原動機付自転車については、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン（令和5年3月パーソナルモビリティ安全利用官民協議会）」において、関係事業者が取り組むべき交通安全対策を示している。

2 目的

新たなモビリティが普及し、多様な交通主体が通行する道路において、全ての交通主体の安全を確保するためには、ペダル付き電動バイク等の電動モビリティに関係する事業者が十分な交通安全対策を講ずるべきであるところ、交通の安全と円滑を図る観点から、関係事業者が取り組むべき交通安全対策に関する事項を示すことにより、ペダル付き電動バイク等の電動モビリティに関連する交通事故を抑止することを目的とする。

3 位置付け

本ガイドラインは、ペダル付き電動バイク等の電動モビリティに関連する交通事故抑止のために、各事業者が最低限遵守すべき事項、可能な限り実施することが望ましい事項等を示すものであり、各事業者は、ガイドラインに準拠した自主ルールを策定し、可及的速やかにそれぞれ必要な交通安全対策を講ずるものとする。

なお、本ガイドラインに示す交通安全対策については、近年の交通事故や違反の実態を踏まえ、ペダル付き電動バイク等の電動モビリティを対象としているが、その他の車両については交通事故・違反の実態等を踏まえ、対象に加えるべきかどうかについて、パーソナルモビリティ安全利用官民協議会において、随時検討するものとする。

4 関係事業者が取り組むべき交通安全対策

(1) 販売事業者が取り組むべき交通安全対策

ア 購入者に対する車両区分の明示

道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定により、運転免許を受けずに自動車又は一般原動機付自転車を運転してはならず、運転免許を受けずに自動車又は一般原動機付自転車を運転するおそれがある者に対し、自動車又は一般原動機付自転車を提供してはならないこととされていることを踏まえ、運転免許を受けていない者がペダル付き電動バイク等の電動モビリティを購入しないよう、次の方法により、販売するペダル付き電動バイク等の電動モビリティの車両区分を明示すること。

- ペダル付き電動バイク等の電動モビリティの陳列場所の見やすい箇所等に、
 - ・ 「一般原動機付自転車」といった車両区分
 - ・ 運転免許を受けていることが確認できない者には販売しない旨をわかりやすく表示すること。インターネット上でペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売する場合は、商品を紹介するページ、購入申込みに関するページ等に
 - ・ 「一般原動機付自転車」といった車両区分
 - ・ 運転免許を受けていることが確認できない者には販売しない旨をわかりやすく表示すること。
- ペダル付き電動バイクについては、駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）ではなく、その運転に運転免許が必要な自動車又は一般原動

機付自転車に該当することを購入者に対して十分に説明すること^{*4}。

- キックボード様の立ち乗り型電動車については、特定小型原動機付自転車ではなく、その運転に運転免許が必要な自動車又は一般原動機付自転車に該当することを購入者に対して十分に説明すること^{*5}。
- ペダル付き電動バイク等の電動モビリティについては、原動機を作動させずペダルその他の装置を用いて走行させる場合も含め自動車又は一般原動機付自転車に適用される交通ルールを遵守する必要があることを、購入者に対して説明するとともに、ウェブサイト、リーフレット等を通じて周知すること。

前記の対策に加え、販売事業者は、その事業形態等に応じて、追加的な対策を併せて実施することが望ましい。

なお、その対策の一例は、次のとおりである。

- ・ ペダル付き電動バイク等の電動モビリティの陳列場所を壁、間仕切り等で囲うことなどにより、自転車、特定小型原動機付自転車等の他の商品の陳列場所と明確に分離すること。
- ・ インターネット上でペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売する場合は、ウェブサイトに「ペダル付き電動バイク」、「電動キックボード（一般原動機付自転車）」といった商品カテゴリを設け、他の車両区分に該当する車体と明確に分離して販売すること。
- ・ ペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売するに当たって、自動車又は一般原動機付自転車に適用される交通ルールを遵守する必要があることを説明した際に、誓約書に署名させるなどして、購入者がその内容を理解したことを記録すること。

イ 購入者の運転免許確認の徹底

道路交通法の規定により、運転免許を受けずに自動車又は一般原動機付自転車を運転してはならず、運転免許を受けずに自動車又は一般原動機付自転車を運転するおそれがある者に対し、自動車又は一般原動機付自転車を提供してはならないこととされていることを踏まえ、販売事業者は、車体の引渡しに先立ち、次の方法により、購入者が運転免許を受けていることの確認を徹底すること。

- 販売時に運転免許証を提示させ、又は運転免許証の券面の画像情報を送信

^{*4} インターネット上でペダル付き電動バイクを販売するに当たって、商品を紹介するページ等に「駆動補助機付自転車ではない」旨を記載することでかえって購入者の誤認を招くおそれがある場合には、各販売事業者の実情等に応じて、「ペダル付き電動バイクについては、その運転に運転免許が必要な自動車又は一般原動機付自転車に該当することを購入者に対して十分に説明すること。また、「電動アシスト自転車」といった文言を商品を紹介するページ等に記載しない方法等により、購入者が当該車体を駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）と誤認しないための措置を講ずること」と読み替えるものとする。

^{*5} 注釈4に準ずることとする。

させる方法等により、購入者が運転免許を受けていることを確認すること^{*6}。

- 運転免許を受けていない者がペダル付き電動バイク等の電動モビリティを運転した場合には、道路交通法違反となり、罰則が適用される可能性があることを、購入者に対して説明するとともに、ウェブサイト、リーフレット等を通じて周知すること。

前記の対策に加え、販売事業者は、その事業形態等に応じて、追加的な対策を併せて実施することが望ましい。

なお、その対策の一例は、次のとおりである。

- ・ 購入者に、運転免許を受けている旨の誓約書に署名させるなどして、運転免許の確認結果を記録すること。
- ・ 運転免許証の写しを徴すること。

ウ 貸出し及び転売防止対策の実施

道路交通法の規定により、運転免許を受けないで自動車又は一般原動機付自転車を運転するおそれがある者に対し、自動車又は一般原動機付自転車を提供してはならないこととされていることを踏まえ、販売事業者は、次の方法により、運転免許を受けていない者への貸出し及び転売防止対策を実施すること。

- 運転免許を受けないでペダル付き電動バイク等の電動モビリティを運転するおそれがある者に対し、ペダル付き電動バイク等の電動モビリティを提供した場合には、道路交通法違反となり、罰則が適用される可能性があることを、購入者に対して説明するとともに、ウェブサイト、リーフレット等を通じて周知すること。
- 購入者以外の者に対して車体の引渡しをする場合には、運転免許証を提示させ、又は運転免許証の券面の画像情報を送信させる方法等により、相手方が運転免許を受けていることを確認すること。

前記の対策に加え、販売事業者は、その事業形態等に応じて、追加的な対策を併せて実施することが望ましい。

なお、その対策の一例は、次のとおりである。

- ・ 運転免許を受けていない者は自動車又は一般原動機付自転車を運転してはならないこと及び運転免許を受けないで自動車又は一般原動機付自転車を運転するおそれがある者に対し自動車又は一般原動機付自転車を提供してはならないことを説明した際に、誓約書に署名させるなどして、購入者がその内容を理解

^{*6} 非対面取引において、運転免許証の券面の画像情報を送信させる方法等について、システム改修等に過大な負担を要する等の実施することが困難な事情がある場合、購入者に必要な運転免許を受けている旨を誓約させるとともに、虚偽の誓約をした場合には法令上の罰則が適用される可能性がある旨を説明する方法により、購入者が運転免許を受けていることを確認すること。

したことを記録すること。

エ 道路運送車両の保安基準に適合した車体の販売

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定により、保安基準に適合しない自動車又は一般原動機付自転車は運行の用に供してはならないこととされていることを踏まえ、次の方法により、保安基準に適合した車体を販売すること。

- 型式認定又は性能等確認^{*7}を受け、保安基準に適合している旨を表示する標章等が貼付された車体のみを販売する（型式認定を受けておらず、かつ、性能等確認制度の対象とならない車体又は本ガイドラインの策定時点で既に販売されている車体にあつては、当該車体の製作者等が作成した、当該車体が保安基準に適合する旨を証した書面^{*8}等が添付されたもののみを販売する）などして、保安基準に適合しない車体を販売しないようにすること^{*9}。
- 販売している車体が保安基準に適合している場合には、その旨を表示すること。
- 不正改造するなどして、保安基準に適合しない車体を道路で通行させてはならないことを購入者に対して説明するとともに、ウェブサイト、リーフレット等を通じて周知すること。
- 道路を通行させるには、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例に基づく標識等（以下「ナンバープレート」という。）を取得し、車体に表示しなければならないこと及びナンバープレートの取得の方法について購入者に対して説明するとともに、ウェブサイト、リーフレット等を通じて周知すること。

前記の対策に加え、販売事業者は、その事業形態等に応じて、追加的な対策を併せて推進することが望ましい。

なお、その対策の一例は、次のとおりである。

- ・ 保安基準に適合しない自動車又は一般原動機付自転車の部品を販売しないこと。
- ・ 購入者が申請書類の作成その他ナンバープレート取得手続を実施したことを確認した後に、車体の引渡しを行うこと。
- ・ 修理、点検等を行う場合、当該車体が保安基準に適合するかどうかを確認するとともに、保安基準に適合しないと認めた場合は、必要な指導や助言を行い、保安基準に適合させるよう働き掛けること。

^{*7} 一般原動機付自転車を対象とした性能等確認は令和7年以降に実施予定。

^{*8} 書面の様式の例については、別紙で定めるとおりとする。

^{*9} 性能等確認制度の運用が開始されるまでの間は、「型式認定を受けて保安基準に適合している旨を表示する標章等が貼付された車体又は当該車体の製作者等が作成した、当該車体が保安基準に適合する旨を証した書面等が添付された車体のみを販売するなどして、保安基準に適合しない車体を販売しないようにすること」と読み替えるものとする。

オ 自動車損害賠償責任保険加入対策の実施

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定により、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「自動車損害賠償責任保険等」という。）の契約が締結されている自動車又は原動機付自転車でなければ、運行の用に供してはならないこととされていることを踏まえ、次の方法により、自動車損害賠償責任保険等の加入対策を実施すること。

- 自動車損害賠償責任保険等の加入義務や違反時の罰則、交通事故の際の損害賠償責任等について、購入者に対して説明するとともに、ウェブサイト、リーフレット等を通じて周知すること。

前記の対策に加え、販売事業者は、その事業形態等に応じて、追加的な対策を併せて実施することが望ましい。

なお、その対策の一例は、次のとおりである。

- ・ 自動車損害賠償責任保険等について、インターネットやコンビニエンスストアを通じた簡易な手段による加入が可能であることについてウェブサイト、リーフレット等を通じて周知すること。
- ・ 購入者が自動車損害賠償責任保険等の加入手続を実施したことを確認した後、車体の引渡しを行うこと。
- ・ 販売事業者が保険代理店である場合にあっては、車体の販売に合わせて購入者に対して自動車損害賠償責任保険等の販売を行い、販売事業者が保険代理店ではない場合にあっては、購入者に対して加入方法の案内を行うこと。
- ・ 自転車又は一般原動機付自転車に係る任意保険の加入の必要性を購入者に対して説明するとともに、ウェブサイト、リーフレット等を通じて周知すること。

カ 車体の点検・整備の支援

道路運送車両法の規定により、保安基準に適合しない自動車又は原動機付自転車は運行の用に供してはならないこととされていることを踏まえ、購入者が購入した車体の点検・整備を受けることができるよう、点検や整備に関する情報を購入者に提供するとともに、ウェブサイト、リーフレット等を通じて周知すること。

キ 相談窓口の設置

購入者が前記の各種手続等に関して相談することができる窓口を設置するとともに、当該窓口について、ウェブサイト、リーフレット等を通じて周知すること。また、当該窓口で相談があった際は迅速かつ真摯に対応すること。

ク 関係行政機関等との連携

交通安全の取組等について関係行政機関及びプラットフォーム提供事業者と情報共有を行うとともに、購入者による交通事故又は交通違反の実態を把握し、将来的な対策を講じるため、警察、自治体、教育機関等との意見交換を定期的に実

施すること。また、捜査機関からの照会等に対して迅速かつ真摯に対応すること。

(2) プラットフォーム提供事業者が取り組むべき交通安全対策

ア プラットフォームを利用する販売事業者等への働き掛け

プラットフォーム提供事業者は、次の方法により、販売事業者によって前記(1)に掲げる交通安全対策が確実に実施されるよう取り組むこと。

- 利用規約等において、販売事業者に対して、ペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売する場合に
 - ・ 「一般原動機付自転車」といった車両区分
 - ・ 運転免許を受けていることを確認できない者には販売しない旨を表示することを義務付けること。
- 利用規約等において、販売事業者に対して、販売前又は車体の引渡し前に、購入者が運転免許を受けていることを確認することを義務付けること。ただし、プラットフォーム提供事業者が、車体の引渡し前に、購入者が運転免許を受けていることを確認した場合にあっては、この限りでない^{*10}。
- 利用規約等において、販売事業者に対して、保安基準に適合していないペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売しないことを義務付けること。
- 販売事業者による販売状況を定期的に確認し、誤った車両区分を表示して車体を販売している、運転免許の確認を適切に行わず車体を販売している、保安基準に適合しない車体を販売しているなど、利用規約等に違反していると認められる場合には、販売事業者には違反の是正を求め、又はプラットフォーム提供事業者として違反の是正を行うこと。その上で、販売事業者による違反が是正されない場合には、当該販売事業者がプラットフォームを利用することができないよう、サービスの利用停止措置等の所要の措置を講ずること。

前記の対策に加え、プラットフォーム提供事業者は、その事業形態等に応じて、追加的な対策を併せて実施することが望ましい。

なお、その対策の一例は、次のとおりである。

- ・ プラットフォームのウェブサイトにおいて、ペダル付き電動バイク等の電動モビリティに係る商品カテゴリを設けた上、当該商品カテゴリに該当する車体の購入に一律に適用される車両区分等を表示する機能、運転免許の確認を行う機能等を整備すること。
- ・ 販売事業者に対して、自動車損害賠償責任保険等への加入及びナンバープレート取得手続を実施したことを確認した後、車体の引渡しを行うよう働き掛けること。

^{*10} プラットフォーム提供事業者が購入者が運転免許を受けていることを確認する方法については、4（1）イに記載の、販売事業者が購入者が運転免許を受けていることを確認する方法に準ずることとする。

イ プラットフォームを利用する販売者への働き掛け

販売事業者以外の者（以下「販売者」という。）に対して、ペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売することができる場を提供するプラットフォーム提供事業者は、販売者によってペダル付き電動バイク等の電動モビリティの交通安全対策が確実に実施されるよう、前記アに記載している対策を実施すること。この場合において、前記アに記載している対策中、「販売事業者」とあるのは、「販売者」と読み替えるものとする。

ウ 相談窓口の設置

購入者その他のプラットフォームを利用する者がペダル付き電動バイク等の電動モビリティに関して相談することができ、プラットフォームを通じてペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売する者がペダル付き電動バイク等の電動モビリティについて不当な表示をしているおそれがある場合に当該事実の通報を受けることができる相談・連絡窓口を設置するとともに、当該窓口について、ウェブサイト等を通じて周知すること。

また、当該窓口相談・連絡があった際は迅速かつ真摯に対応すること。

エ 関係行政機関等との連携

プラットフォームにおいてペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売する販売事業者や関係行政機関と情報共有を行うとともに、捜査機関からの照会等に対して迅速かつ真摯に対応すること。

(3) 配送業務を委託する事業者が取り組むべき交通安全対策

ア ペダル付き電動バイク等の電動モビリティの正確な車両区分の登録

配達員の会員登録時等に、配達員が配送業務に使用するペダル付き電動バイク等の電動モビリティを自転車等として登録した場合、イからオまでに掲げる対策が適切に講じられず、違法な走行につながる可能性があることを踏まえ、飲食物等の配送業務を委託する事業者は、次の方法により、配達員がペダル付き電動バイク等の電動モビリティを配送業務に使用しようとする場合に正確な車両区分を登録させるための対策を実施すること。特にこの際、駆動補助機付自転車とペダル付き電動バイクは異なるものであることに留意すること。

- 配達員の会員登録時等に、配送業務に使用する車体を「自転車」といった、運転免許を受けていない者であっても運転ができる車両区分を登録しようとする者に対しては、チェックリストを用いて確認及び申告させる方法等により、当該車両がペダル付き電動バイク等の電動モビリティでないことを確認すること。確認の結果、当該車両がペダル付き電動バイク等の電動モビリティである可能性が高いと認められる場合には、運転免許を受けていない者であっても運転ができる車両区分での登録をさせないこと。
- 配達員が配送業務に使用する車体の車両区分に係る事項を偽ってはならないことを配達員に対して説明するとともに、ウェブサイト、アプリケーション

ン等を通じて周知すること。その際、併せて、運転免許を受けないでペダル付き電動バイク等の電動モビリティを運転した場合や保安基準に適合しないペダル付き電動バイク等の電動モビリティを道路で通行させた場合には法令違反となり、罰則が適用される可能性があることを配達員に対して説明するとともに、ウェブサイト、アプリケーション等を通じて周知すること。

- 会員規約等において、配送業務に使用するペダル付き電動バイク等の電動モビリティの車両区分に係る事項を偽らないこと、登録した車両区分と異なる車両区分の車体を配送業務に使用しないことを配達員に対して義務付けること。
- 配達員の位置情報から配送業務中の移動速度を把握するなど配送業務の実施状況を定期的に確認し、配達員が配送業務に使用するペダル付き電動バイク等の電動モビリティの車両区分を偽って登録している、登録した車両区分と異なる車両区分の車体を配送業務に使用しているなど、会員規約等に違反していることが判明した場合には、配達員に対し正確な車両区分を登録させる方法等により、違反の是正を求めること。その上で、配達員による違反が是正されない場合には、当該配達員が配送業務に従事することができないよう、会員資格の停止等の所要の措置を講ずること。

前記の対策に加え、飲食物等の配送業務を委託する事業者は、その事業形態等に応じて、追加的な対策を併せて実施することが望ましい。

なお、その対策の一例は、次のとおりである。

- ・ 配達員が配送業務に使用する車体の車両区分に係る事項を偽ってはならないこと、運転免許を受けないでペダル付き電動バイク等の電動モビリティを運転した場合や保安基準に適合しないペダル付き電動バイク等の電動モビリティを道路で通行させた場合には法令違反となり、罰則が適用される可能性があることを配達員に対して説明した際に、誓約書に署名させるなどして、配達員がその内容を理解したことを記録すること。

イ 配達員の運転免許の確認の徹底

道路交通法の規定により、運転免許を受けないで自動車又は一般原動機付自転車を運転してはならないこととされていることを踏まえ、飲食物等の配送業務を委託する事業者は、配達員がペダル付き電動バイク等の電動モビリティを配送業務に使用しようとする場合には、次の方法により、配達員が運転免許を受けていることの確認を徹底すること。

- 配達員の会員登録時等に、配達員が配送業務に使用する車体の車両区分を登録させ、当該車体がペダル付き電動バイク等の電動モビリティである場合には、運転免許証の券面の画像情報を送信させる方法等により、配達員が運転免許を受けていることを確認すること。
- 配達員が運転免許を受けないでペダル付き電動バイク等の電動モビリティを運転した場合には道路交通法違反となり、罰則が適用される可能性がある

ことを、配達員に対して説明するとともに、ウェブサイト、アプリケーション等を通じて周知すること。

- 配達員が運転免許を受けないでペダル付き電動バイク等の電動モビリティを運転していたことが判明した場合には、速やかに警察に通報することや、当該配達員の会員資格の停止、抹消等の措置を講ずることをウェブサイト、アプリケーション等を通じて配達員に対して説明すること。
- 会員規約等において、配達員に対して、運転免許を受けないでペダル付き電動バイク等の電動モビリティを運転しないこと及び運転免許の確認に係る事項を偽らないことを義務付けること。
- 配達員が運転免許を受けないでペダル付き電動バイク等の電動モビリティを運転していたことが判明した場合には、速やかに警察に通報した上で、会員資格の停止、抹消等の措置を講ずること。

前記の対策に加え、飲食物等の配送業務を委託する事業者は、その事業形態等に応じて、追加的な対策を併せて実施することが望ましい。

なお、その対策の一例は、次のとおりである。

- ・ 配達員が運転免許を受けないでペダル付き電動バイク等の電動モビリティを運転した場合には道路交通法違反となり、罰則が適用される可能性があることを説明した際に、誓約書に署名させるなどして、配達員がその内容を理解したことを記録すること。
- ・ 配送業務に使用する車体としてペダル付き電動バイク等の電動モビリティを登録している配達員に対して、運転免許の確認を定期的に行うこと。

ウ 保安基準に適合していない車体の使用禁止

道路運送車両法の規定により、保安基準に適合しない自動車又は原動機付自転車は運行の用に供してはならないこととされていることを踏まえ、飲食物等の配送業務を委託する事業者は、次の方法により、配達員に保安基準に適合していない車体を配送業務に使用させないための対策を実施すること。

- 保安基準に適合しないペダル付き電動バイク等の電動モビリティを道路で通行させた場合には道路運送車両法違反となり、罰則が適用される可能性があることを配達員に対して説明するとともに、ウェブサイト、アプリケーション等を通じて周知すること。
- 配達員が保安基準に適合しない車体を配送業務に使用し、道路で通行させたことが判明した場合には、速やかに警察に通報することや、当該配達員の会員資格の停止、抹消等の措置を講ずることをウェブサイト、アプリケーション等を通じて配達員に対して説明すること。
- 会員規約等において、配達員に対して、保安基準に適合しないペダル付き電動バイク等の電動モビリティを配送業務に使用し、道路で通行させないこと、登録した車体以外の車体を配送業務に使用しないことを義務付けること。
- 配達員が保安基準に適合しない車体を配送業務に使用し、道路で通行させ

たことが判明した場合には、速やかに警察に通報した上で、会員資格の停止、抹消等の措置を講ずること。

前記の対策に加え、配送業務を委託する事業者は、その事業形態等に応じて、追加的な対策を併せて実施することが望ましい。

なお、その対策の一例は、次のとおりである。

- ・ 保安基準に適合しない車体を道路で通行させた場合には道路運送車両法違反となり、罰則が適用される可能性があることを説明した際に、誓約書に署名させるなどして、配達員がその内容を理解したことを記録すること。

エ 自動車損害賠償責任保険等に参加していない車体の使用禁止

自動車損害賠償保障法の規定により、自動車損害賠償責任保険等の契約が締結されている自動車又は原動機付自転車でなければ、運行の用に供してはならないこととされていることを踏まえ、飲食物等の配送業務を委託する事業者は、配達員がペダル付き電動バイク等の電動モビリティを配送業務に使用しようとする場合には、次の方法により、配達員に自動車損害賠償責任保険等に参加していない車体を配送業務に使用させないための対策を実施すること。

- 配達員の会員登録時等に、配達員が配送業務に使用する車体の車両区分を登録させ、当該車体がペダル付き電動バイク等の電動モビリティである場合には、自動車損害賠償責任保険等証明書画像情報を送信させる方法等により、当該車体が自動車損害賠償責任保険等に参加していることを確認すること。
- 自動車損害賠償責任保険等に参加していないペダル付き電動バイク等の電動モビリティを運転した場合には、自動車損害賠償保障法違反となり、罰則が適用される可能性があることを配達員に対して説明するとともに、ウェブサイト、アプリケーション等を通じて周知すること。
- 配達員が自動車損害賠償責任保険等に参加していない車体を配送業務に使用し、道路で通行させたことが判明した場合には、速やかに警察に通報することや、当該配達員の会員資格の停止、抹消等の措置を講ずることをウェブサイト、アプリケーション等を通じて配達員に対して説明すること。
- 会員規約等において、配達員に対して、自動車損害賠償責任保険等に参加していないペダル付き電動バイク等の電動モビリティを配送業務に使用し、道路で通行させないこと及び車体の自動車損害賠償保険等の加入状況に係る事項を偽らないことを義務付けること。
- 配達員が自動車損害賠償責任保険等に参加していない車体を配送業務に使用し、道路で通行させたことが判明した場合には、速やかに警察に通報した上で、会員資格の停止、抹消等の措置を講ずること。

前記の対策に加え、配送業務を委託する事業者は、その事業形態等に応じて、追加的な対策を併せて実施することが望ましい。

なお、その対策の一例は、次のとおりである。

- ・ 自動車損害賠償責任保険等に加入していない車体を道路で通行させた場合には自動車損害賠償保障法違反となり、罰則が適用される可能性があることを説明した際に、誓約書に署名させるなどして、配達員がその内容を理解したことを記録すること。
- ・ 配送業務に使用する車体としてペダル付き電動バイク等の電動モビリティを登録している配達員に対して、自動車損害賠償責任保険等の加入状況の確認を定期的に行うこと。

オ ナンバープレートを表示していない車体の使用禁止

道路を通行させるには、市町村の条例等に基づき、ナンバープレートを取得し、車体に表示しなければならないことを踏まえ、飲食物等の配送業務を委託する事業者は、配達員がペダル付き電動バイク等の電動モビリティを配送業務に使用しようとする場合には、次の方法により、配達員にナンバープレートを表示していない車体を配送業務に使用させないための対策を実施すること。

- 配達員の会員登録時等に、「一般原動機付自転車」といった、配達員が配送業務に使用する車体の車両区分を登録させ、当該車体がペダル付き電動バイク等の電動モビリティである場合には、ナンバープレートが車体の見やすい箇所に取り付けられていることを示す画像情報を送信させる方法等により、当該車体についてナンバープレートを表示していることを確認すること。
- ナンバープレートを表示していないペダル付き電動バイク等の電動モビリティを運転した場合には、法令違反となり、罰則が適用される可能性があることを配達員に対して説明するとともに、ウェブサイト、アプリケーション等を通じて周知すること。
- 配達員がナンバープレートを表示していない車体を配送業務に使用し、道路で通行させたことが判明した場合には、速やかに警察に通報することや、当該配達員の会員資格の停止、抹消等の措置を講ずることをウェブサイト、アプリケーション等を通じて配達員に対して説明すること。
- 会員規約等において、配達員に対して、ナンバープレートを表示していないペダル付き電動バイク等の電動モビリティを配送業務に使用し、道路で通行させないこと及びナンバープレートの表示に係る事項を偽らないことを義務付けること。
- 配達員がナンバープレートを表示していない車体を配送業務に使用し、道路で通行させたことが判明した場合には、速やかに警察に通報した上で、会員資格の停止、抹消等の措置を講ずること。

前記の対策に加え、配送業務を委託する事業者は、その事業形態等に応じて、追加的な対策を併せて実施することが望ましい。

なお、その対策の一例は、次のとおりである。

- ・ ナンバープレートを表示していない車体を道路で通行させた場合には法令違反となり、罰則が適用される可能性があることを説明した際に、誓約書に署名させるなどして、配達員がその内容を理解したことを記録すること。

カ 配送業務を再委託する事業者への働き掛け

配送業務を再委託する事業者（配送業務を委託する事業者から配送業務の委託を受け、別の事業者又は個人に対して当該配送業務を再委託する事業者をいう。以下同じ。）についても、前記アからオまでに掲げる交通安全対策に取り組むべき配送業務を委託する事業者に該当するところ、飲食物等の配送業務を委託する事業者のうち、配送業務を再委託する事業者に対して配送業務を委託する者は、次の方法により、配送業務を再委託する事業者が前記アからオまでに掲げる交通安全対策を確実に実施することができるよう取り組むこと。

- 配送業務を再委託する事業者との契約等において、配送業務を再委託する事業者に対して、前記アからオまでに掲げる交通安全対策（追加的な対策を除く。）を実施することを義務付けること。
- 配送業務を再委託する事業者による前記アからオまでに掲げる交通安全対策の実施状況を定期的に確認し、契約等に違反していると認められる場合には、配送業務を再委託する事業者に違反の是正を求め、又は飲食物等の配送業務を委託する事業者として違反の是正を行うこと。その上で、配送業務を再委託する事業者による違反が是正されない場合には、当該配送業務を再委託する該事業者との契約の解除等の所要の措置を講ずること。

キ 相談窓口の設置

配達員が交通ルール等に関して相談することができる窓口を設置するとともに、当該窓口について、ウェブサイト等を通じて周知すること。
また、当該窓口で相談があった際は迅速かつ真摯に対応すること。

ク 関係行政機関等との連携

交通安全の取組等について関係行政機関と情報共有を行うとともに、配達員による交通事故又は交通違反の実態を把握し、将来的な対策を講じるため、警察、自治体、教育機関等との意見交換を定期的実施すること。また、捜査機関からの照会等に対して迅速かつ真摯に対応すること。

5 関係行政機関の取組

関係事業者による前記4の交通安全対策の実効性を高めるための関係行政機関の取組は次のとおりである。

- 関係行政機関は、ペダル付き電動バイク等の電動モビリティに関する車両区分や交通ルール、自動車損害賠償責任保険等への加入義務、ナンバープレートの取得手続等に関する、国民に向けた広報啓発資料を作成し、関係事業者に提供するとともに、ウェブサイトへの掲載等を行う。
- 警察庁は、ペダル付き電動バイク等の電動モビリティに係る交通事故・交通

違反の発生状況を整理・分析した上で、その内容に基づき各種事故防止対策を推進するとともに、運転免許を受けずに運転することができる駆動補助機付自転車について、型式認定を受けたものの製作者等の名称及び外観図を取りまとめてウェブサイトにおいて公表する。

- 国土交通省は、保安基準に適合することにつき性能等確認を受けた一般原動機付自転車の型式、製作者等の名称及び外観図を取りまとめてウェブサイトにおいて公表する。
- 消費者庁は、関係事業者、行政機関又はペダル付き電動バイク等の電動モビリティの利用者から、消費者の利益が害されるおそれがあるとして通報等を受けたときは、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）、消費者安全法（平成21年法律第50号）又は取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和3年法律第32号）の規定に基づき厳正に対処するとともに、必要に応じて注意喚起を行うなど、消費者被害の発生等の防止に努める。